

亀田縞活用提案事業（チャレンジ部門）募集要項

1. 目的

新潟市江南区の伝統的な綿織物である「亀田縞」が今以上に地元で認知・浸透し、そして地域アイデンティティとして確立することを目指し、「亀田縞」の付加価値の向上や新規市場への拡大を図るための、提案者の自主的・主体的かつ新しい発想を生かした取り組み等に要する経費の一部を補助します。

2. 対象者

次の①～③すべての条件を満たす者とします。

- ①新潟市内に主たる活動拠点を有する個人、企業、法人、団体等であること
- ②事業の実施から実績報告まで当年度内に遅滞なく履行できること
- ③次の各号に該当しない者であること
 - ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者でないこと
 - イ) 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者でないこと
 - ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者でないこと
 - エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと
 - オ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある者でないこと

3. 対象事業

亀田縞の付加価値の向上や新規市場への拡大などを通じた、持続的発展に向けた効果的な新たな取り組みを対象とします。

<取り組みの例示>

- ・ 亀田縞を活用した新商品の開発
 - ・ 他企業等とのコラボにより、付加価値を向上させる取り組み
 - ・ 異業種等との連携により、顧客の新規獲得を図る取り組み
- ※最終的に、新商品（新サービス）が成果品として目に見えた形となること

4. 補助対象経費

事業の実施に直接必要な経費とし、提案者の経常的な経費等は対象としません。また、採択結果の通知以降に発注、納入等が行われる経費を対象とします。

それぞれの経費の詳細は「別表1」をご覧ください。

5. 補助金額

補助対象経費の3分の2の金額（千円未満切り捨て。上限50万円）

※開発研究等で使用する亀田縞の生地代は、協議会負担で提供します。

6. スケジュール

スケジュールは以下のとおりです。

	内容	日程
①	申請申込	令和3年 6月21日（月） から 令和3年 7月30日（金） まで
②	採否結果通知	令和3年 8月31日（火） 頃
③	事業の実施	交付決定の日 から 令和4年 2月28日（月） まで
④	事業成果の報告	令和4年 3月31日（木） まで

7. 応募書類の提出

①受付期間 令和3年6月21日（月）から令和3年7月30日（金）

②提出方法 必要書類を整え「11. 問い合わせ先」に郵送、持参またはメールで提出してください。

③提出書類

- ・提案書（様式2号）
- ・会社概要
- ・その他事業に関する資料

※必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

8. 評価、審査、採択結果通知

提出された実施計画書は、亀田縞製品の生産、製造を行う事業者などで構成される亀田縞利用促進協議会（以下、「協議会」という。）において、採否を決定します。

<審査の視点>

- ・期待される成果や効果の内容
- ・事業の必要性、即効性、実現性
- ・事業計画の具体性（ターゲットや実施方法が明確かなど）
- ・次年度以降も持続可能な取り組みであるか
- ・他団体や産地内への波及効果の高さ

協議会の審査結果をふまえ、採否を通知します。

なお、採択結果の通知より前に着手した事業は補助事業の対象外となりますので、ご注意ください。また、不採択理由についての問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

9. 事業成果の報告

令和3年度中に事業を完了し、以下のとおり報告してください。

- ①報告期限 令和4年2月28日（月）
- ②提出方法 必要書類を整え「11. 問い合わせ先」に郵送、持参またはメールで提出してください。
- ③提出書類
 - ・実績報告書兼補助金請求書（様式3号）
 - ・補助対象経費に係る支払証拠書類
 - ・その他事業に関する資料

10. その他

- ・この要項について疑義が生じた場合は、協議会の解釈によります。
- ・採否決定の審査に関する問い合わせはご遠慮ください。
- ・補助事業の内容を変更しようとする場合は、事前に協議会と協議をお願いします。

11. 問い合わせ先

〒950-0195

新潟県新潟市江南区泉町3-4-5

亀田縞利用促進協議会事務局（江南区役所産業振興課内）

TEL：025-382-4809

メール：sangyo.k@city.niigata.lg.jp

(別表1)

経費区分	内 容
謝金	アドバイザーなどの謝金
旅費	職員旅費、アドバイザーなどの旅費
通信運搬費	郵便代、送料など
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスター等の作成費
原材料費	開発のための材料や副資材の購入に要する経費 ※亀田縞の生地代は協議会にて負担し提供
開発費	研究開発や試作品の製作、サービスの試行を行うための経費
広告宣伝費	テレビ、インターネット等の広報媒体の活用に関する経費
賃借料	機器・設備類のレンタル料、会議室・イベント会場等の使用料
委託費	外部の機関等に事業の一部を委託する経費
その他経費	上記の他、特に必要と認める経費 ※事前に協議をすること

以下の経費は補助対象となりません。

- ・採択通知前に発注、購入、契約等をしたもの
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入等に係る経費
- ・販売（テスト販売を除く）を目的とした商品等の生産や販売に係る経費
※テスト販売の実施により収入が発生した場合は、当該収入を事業に要する経費から差し引いて算出してください。
- ・文房具等事務用品の消耗品代
- ・価格設定の適正性が明確でない中古品等の購入費
- ・金融機関などへの振込手数料
- ・上記のほか、社会通念上、不適切と認められる経費